

麻薬小売業者における 麻薬取扱いの留意点について②

麻薬の事故

麻薬小売業者における麻薬取扱いの留意点について②

このコンテンツでは、麻薬小売業者免許を持つ薬局における麻薬の事故の基本的な留意点について説明します。

法令の表記方法

正式名	表記方法
麻薬及び向精神薬取締法	法

このコンテンツでは、法令を表記方法欄のように略してお伝えします。

麻薬の事故

麻薬の事故とは、
「意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること」

麻薬の事故届（法第35条第1項）

管理している麻薬に、**滅失、盗取、所在不明、その他の事故**が生じた場合は、**速やかに**その麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、**届出なければならない**。

まず、管轄の保健所に御連絡ください！



麻薬の事故とは、「意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること」を指します。

麻薬の事故は、滅失、盗取、所在不明、その他の事故の4つに分けられます。いずれの場合も、麻薬の事故が発生した時、麻薬小売業者は速やかに管轄の保健所に届出なければなりません、まずは管轄の保健所に御連絡ください。

麻薬の事故

麻薬事故の事例①

滅失

- ◆調剤中に麻薬を流出させてしまい、回収できなかった
- ◆調剤中に麻薬入りの瓶を落下させてしまい、中の散剤が飛散して、一部回収できなかった
- ◆薬局が火災にあい、麻薬が焼失してしまった

盗取

- ◆麻薬保管庫をこじ開けられ、中にあった麻薬を盗まれた

麻薬事故の事例を紹介します。

麻薬が物理的に所在を失うことを「滅失」といいます。

「滅失」は、その原因によってさらに「破損」、「蒸発」、「流失」、「焼失」に区分されます。

調剤中に麻薬を溢してしまい回収できなかった場合や、飛散させて回収できなかった場合、火災によって消失した場合等が滅失に該当します。

次のスライドで説明する、紛失、亡失等で麻薬の所在を見失う「所在不明」とは異なります。

麻薬が盗難された場合は「盗取」といいます。

麻薬保管庫をこじ開けられて麻薬を盗まれた場合などがこれにあたります。

麻薬の事故

麻薬事故の事例②

所在不明

- ◆ 購入したはずの麻薬が見当たらない
- ◆ 空箱や添付文書と一緒に廃棄してしまったかもしれない
- ◆ 調剤中に麻薬を1錠落下させてしまい、見つけることができない

その他の事故

- ◆ 誤調剤した麻薬を患者が服用してしまった
- ◆ 麻薬施用者免許を取得していない医師が発行した処方箋に基づき調剤した麻薬を患者が服用してしまった
- ◆ 偽造処方箋を提示されて麻薬を調剤し交付してしまった

紛失、亡失等で麻薬の所在を見失うことを「所在不明」といいます。麻薬保管庫をこじ開けられ盗難にあった形跡はないが、購入したはずの麻薬が見当たらない。空箱や添付文書と一緒に廃棄してしまったかもしれない場合。調剤中に麻薬の錠剤を落としてしまい、探したけれども発見することができなかった場合等が、「所在不明」に該当します。

「その他の事故」は、「滅失」、「盗取」、「所在不明」以外の事故のことです。誤調剤した麻薬を患者が服用してしまった場合、麻薬施用者免許を取得していない医師が発行した処方箋に基づき調剤した麻薬を患者が服用してしまった場合、偽造処方箋を提示されて麻薬を譲り渡してしまった場合もこれに該当します。誤調剤しても患者が服用していない場合は、その麻薬が存在しているため、麻薬の事故にはなりません。

麻薬の事故

麻薬事故等の事例紹介①

このような事例が発生した場合、
どのような対応が必要でしょうか？

開封したばかりのコデインリン酸塩散10%
(50 g) を誤って床に落としてしまい、その全部
を飛散させてしまいました。

急いで回収しましたが、45 g しかありません。



ここで事例をいくつか御紹介します。

開封したばかりのコデインリン酸塩散10%50g入りの瓶を誤って床に落としてしまい、その全部を飛散させてしまいました。
急いで回収しましたが、45gしかありません。

このような事例が発生した場合、どのような対応が必要でしょうか？

麻薬の事故

回収できた45gは、床に落ちていたため、汚染されていると思われ、今後調剤には使用できません。

回収できなかった5gは、所在が失われてしまいました。

回収できたコデインリン酸塩散10% (45g)

⇒「麻薬廃棄届」を提出、保健所職員立会いのもと廃棄

回収できなかったコデインリン酸塩散10% (5g)

⇒「麻薬事故届」を保健所に提出



回収できたコデインリン酸塩散10% 45gについては、麻薬廃棄届を管轄の保健所に提出し、保健所職員立会いのもと廃棄します。

回収できなかったコデインリン酸塩散10% 5gについては、所在が失われてしまったため、「滅失」に該当します。

麻薬事故届を管轄の保健所に提出してください。

麻薬事故等の事例紹介②

このような事例が発生した場合、
どのような対応が必要でしょうか？

麻薬処方箋により調剤した麻薬を患者に交付しました。

その後、調剤した麻薬の使用期限が切れていることが分かりました。

急いで患者に連絡しましたが、既に一部を服用していました。



次の事例を御紹介します。

麻薬処方箋により調剤した麻薬を患者に交付しました。
患者に交付した後、調剤した麻薬の使用期限が切れていることに気づきました。
急いで患者に連絡しましたが、既に一部を服用してしまっていました。

このような事例が発生した場合、どのような対応が必要でしょうか？

麻薬の事故

速やかに患者から使用期限が切れた麻薬を回収します。

回収できた麻薬は、使用期限が切れているため、廃棄しなければなりません。

患者が服用したことにより、その存在が失われた麻薬については、麻薬事故に該当します。

患者から回収できた麻薬

⇒「麻薬廃棄届」を提出、保健所職員立会いのもと廃棄

患者が服用して回収できなかった麻薬

⇒「麻薬事故届」を保健所に提出



使用期限切れの麻薬を患者に交付した場合、すみやかに回収し、回収できた麻薬については麻薬廃棄届を管轄の保健所に提出し、保健所職員立会いのもと廃棄してください。

患者が既に服用していたため、回収できなかった麻薬については、その存在が失われているため「その他の事故」に該当します。

麻薬事故届を管轄の保健所に提出してください。

麻薬の事故

麻薬事故の事例紹介③

このような事例が発生した場合、
どのような対応が必要でしょうか？

処方箋により調剤した麻薬を患者に交付しました。
その後、処方箋を再度確認したところ、麻薬施用者
免許番号が記載されていないことに気づき、処方医に
確認すると、麻薬施用者免許を取得していないことが
分かりました。
急いで患者に連絡しましたが、既に一部を服用して
いました。



最後の事例になります。

処方箋により調剤した麻薬を患者に交付しました。
その後、処方箋を再度確認したところ、処方医の麻薬施用者免許番号が記載され
ていないことに気づき、
処方医に確認すると、麻薬施用者免許を取得していないことが分かりました。
急いで患者に連絡しましたが、既に一部を服用してしまっていました。

このような事例が発生した場合、どのような対応が必要でしょうか？

麻薬の事故

麻薬施用者免許を取得していない医師等が交付した処方箋は、麻薬処方箋ではありません。よって、麻薬処方箋に基づかない調剤となるため、速やかに患者から麻薬を回収します。

回収できた麻薬は、廃棄しなければなりません。

患者が服用したことにより、その存在が失われた麻薬については、麻薬事故に該当します。

患者に交付した麻薬を回収できた場合

⇒「麻薬廃棄届」を提出、保健所職員立会いのもと廃棄

患者に交付した麻薬を回収できなかった場合

⇒「麻薬事故届」を保健所に提出



麻薬施用者免許を取得していない医師等が交付した処方箋は麻薬処方箋ではありません。

よって、この調剤は、麻薬処方箋に基づかない調剤となるため、速やかに患者から麻薬を回収してください。

患者から回収した麻薬は、廃棄しなければなりません。

患者に交付した麻薬を回収できた場合は、麻薬廃棄届を管轄の保健所に提出し、保健所職員立会いのもと廃棄します。

患者が服用してしまっても回収できなかった場合、「その他の事故」に該当します。

麻薬事故届を管轄の保健所に提出してください。

麻薬施用者免許番号が未記載の場合、当該処方箋を発行した医師等が麻薬施用者免許を取得していない可能性がありますので、特に注意が必要です。

麻薬処方箋受付時は、内容をよく確認し、疑義がある場合は処方医に疑義照会し、疑義が解消されてから調剤を開始してください。

麻薬の事故

麻薬小売業者における事故発生時の留意点

- 事故が判明した場合は、速やかに管轄の保健所に連絡する
- 盗取が明らかな場合は、速やかに警察署にも届け出る
- 不明な点等があれば、管轄の保健所に相談する



事故が判明した場合は、速やかに保健所に連絡してください。
盗取が明らかな場合は、速やかに警察署に届け出てください。
不明な点や判断に迷うこと等がありましたら、管轄の保健所に御相談ください。

以上で「麻薬小売業者における麻薬取扱いの留意点について②
麻薬の事故」のコンテンツは終了です。

御視聴いただき、ありがとうございました。



詳細等は「麻薬取扱いの手引（薬局用）」で確認してください。

以上で「麻薬小売業者における麻薬取扱いの留意点について② 麻薬の事故」の
コンテンツは終了です。
御視聴いただき、ありがとうございました。